

## 教育の無償化に関する国と地方の協議

### 議事概要

1 日 時：平成30年11月21日（水） 18：00～19：00

2 場 所：中央合同庁舎8号館府議室

### 3 議事

- ・ 幼児教育の無償化について
- ・ 高等教育の無償化について

4 出席者： 尾崎 正直 高知県知事（全国知事会副会長）  
奥野 立 埼玉県副知事  
立谷 秀清 相馬市長（全国市長会会長）  
泉 房穂 明石市長（全国市長会社会文教委員会委員長）  
荒木 泰臣 嘉島町長（全国町村会会長）  
永原 譲二 大任町長（全国町村会政務調査会行政委員会副委員長）  
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（少子化対策）  
柴山 昌彦 文部科学大臣  
根本 匠 厚生労働大臣  
石田 真敏 総務大臣 ほか

### 5 議事概要

内閣府子ども・子育て本部統括官 地方三団体の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから「教育の無償化に関する国と地方の協議」を開催いたします。

本日の議事進行を務めさせていただきます内閣府子ども・子育て本部統括官の小野田と申します。どうぞよろしく願います。

まず、私のほうから出席者の紹介をさせていただきます。本日は、全国知事会の尾崎副会長は少々おくれて来る旨の御連絡をいただいております。

奥野埼玉県副知事。

全国市長会から立谷会長。

泉社会文教委員会委員長。

全国町村会から荒木会長。

永原行政委員会副委員長の皆様にお越しいただいております。

国側からは、宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策）。

柴山文部科学大臣。

根本厚生労働大臣。

石田総務大臣が出席しております。

本日の協議事項は、幼児教育の無償化と高等教育の無償化の国と地方の負担割合等についてでございます。議事に先立ちまして、初めに宮腰大臣より御挨拶いたします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 少子化対策を担当しております宮腰でございます。本日は、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣、そして全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表の皆様と幼児教育、高等教育の無償化をよりよい形で実現するため、忌憚のない意見交換を行いたいと考えております。

教育無償化は、昨年の衆議院選挙の公約として掲げ、民意を得た、政権にとっての最重要課題であります。現場で実務を担う地方自治体の皆様方には、大変な御苦勞をおかけいたしますが、予算編成に向けて早急に合意を得たいと考えております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 続きまして、地方三団体のそれぞれの方より御挨拶をいただきます。

まず初めに、全国市長会、立谷会長、よろしく願いいたします。

立谷全国市長会会長 本日は、このような会を開催していただきました。私は、この教育無償化という問題については、少子高齢化の社会の中で極めて有効な政策だと思っております。

しかしながら、これを実行するに当たっては、方法論の問題あるいは財源の問題等々、クリアしなければいけない問題がたくさんあって、我々市長会としては、随分協議をいたしました。すんなりこの政策に入ることはなかなか容易ではない。相当な準備も必要だし、財源的な処理をどうするのかという議論も必要だろうということでございました。

11月15日に市長会の幹部会でございます理事・評議員合同会議という200人からなる会議がございましたが、異論が続出でございます。とにかく、実務を担当するのは我々基礎自治体ということになりましょう。町村会においても同様だと思います。相当な厳しい意見が出ておりますので、それらの問題に対してどのように対応するのか。そういった意味で、本日このような会議を開催していただきますことは極めて有意義と考えております。

どうぞよろしく願い申し上げまして、挨拶にかえます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございました。

続きまして、全国町村会、荒木会長、よろしく願いします。

荒木全国町村会会長 町村会長の荒木でございます。

本日は、永原行政委員会副委員長とともに出席をさせていただきました。遅くなったとはいえ、このように「教育の無償化に関する国と地方の協議」が開催されますことに対し、歓迎し、お礼を申し上げたいと思います。

まずもって申し上げたいのは、私ども町村自身が、人口減少、少子高齢化が我が国の長期にわたる最大の課題であり、真正面から国、地方が一緒に取り組んでいかなければならないものと強く認識しているということでもあります。そして、子供たちに対する様々な政策がいかに大事かということについても、身に染みて理解しています。それは、町村は、人口減少、少子高齢化が10年も20年も先行し、いろいろな課題が都市部に先駆けていち早く顕在化したため、強い危機感を持って必死に取り組んできたからであります。

11月15日に国から説明をいただいた内容に対する私どもの意見は、既に昨日、内閣府、厚生労働省、文部科学省の3大臣宛てに提出をさせていただきました。内容につきまして、大変厳しい意見が多かったというのが実態のところであります。

本日は、国からの説明をお伺いした上で、私たちの意見、要望を申し上げますが、ぜひしっかりと受けとめていただきますようよろしくお願い申し上げます、御挨拶といたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

全国知事会、奥野埼玉県副知事より御挨拶をよろしくお願い致します。

奥野埼玉県副知事 こんばんは。

今、ございましたように、副会長の尾崎高知県知事の到着が遅れております。冒頭の御挨拶につきまして、私から申し上げさせていただきます。

本日は、教育の無償化につきまして、国と地方の代表で構成するこのような場を設けていただきまして、本当にありがとうございます。幼児教育と高等教育の無償化につきましては、昨年12月に新しい経済政策のパッケージとして国において提唱された施策でございますが、その実行に当たりましては、私ども地方が大きな役割を担うこととなります。このため、私どもとしても、高い関心を持って、これまで私どもと十分協議をしていただくことを求めてまいりました。今回、関係大臣にお集まりいただきまして、このような協議の場を設けていただいたことに厚く御礼を申し上げますとともに、私ども地方の意見を十分踏まえて結論を出していただきますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

プレスはここまでとさせていただきます。報道関係者の方は御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

内閣府子ども・子育て本部統括官 これから議事に入りたいと思いますが、前半を幼児教育の無償化について、後半を高等教育の無償化についてに充てて議論させていただきたいと考えております。

まず、1つ目の議題、幼児教育の無償化につきまして、宮腰大臣、そして根本大臣から御説明いたします。

宮腰内閣府特命担当大臣(少子化対策) 資料1の「幼児教育の無償化について」を御説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。消費税率5%引き上げによる社会保障の充実・安定化の全体像ということになります。幼児教育の無償化や高等教育の無償化等の人づくり革命の財源は、消費税率2%引き上げ分、国、地方を合わせて5兆円強の消費税増収分のうち、もともと財政健全化に向けた「後代への負担のつけ回し軽減等」に充てる予定であった1.7兆円の使い道を変更して活用することとしているものであります。これは、今年の衆議院選挙において公約として掲げて選挙を戦い、民意を得たものです。

2 ページ目をご覧ください。幼児教育の無償化に関する国と地方の役割分担について、基本的なベースとしてお示しするものです。総理や官房長官が国会等で申し上げておりますとおり、幼児教育の無償化の財源負担については、国と地方で適切な役割分担を行っていくことが基本と考えておりました。消費税率引き上げに伴い、国と地方へ配分される増収分を活用することにより、必要な地方財源をしっかりと確保したいと考えております。

その上で、「1：現行制度があるもの」につきましては、これまで行ってきた段階的無償化を今般加速化することを踏まえ、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。「2：それ以外」につきましては、一時預かり等の運営費補助を準用した負担割合である国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とすることとしております。

3 ページ目をご覧ください。ただいま御説明をいたしました基本的な考え方をベースとして、これまで地方自治体の皆様からいただきました御意見を真摯に受けとめ、政府内でしっかり調整を行った結果として、 から の方針で対応したいと考えております。まず1つ目は、幼児教育の無償化の実施に要する経費についてであります。地方へ払い込まれる地方消費税の増収分が初年度はわずかであることを踏まえ、幼児教育の無償化に要する経費について、2019年度は全額国費で負担することといたします。次に2つ目は、幼児教育の無償化の実施に要する事務費・システム改修費についてであります。この費用についても、地方自治体の皆様から多くのお声をいただいたことを受けとめ、幼児教育の無償化の実施に当たって新たな事務やシステム改修が必要になることを踏まえ、初年度の導入に当たって必要となる事務費について、全額国費で負担することとします。また、システム改修経費につきましては、平成30年度予算で計上しております192億円を活用することといたします。

につきましては、厚生労働大臣より御説明申し上げます。

現場で実務を担う地方自治体の皆様には、大変な御苦勞をおかけいたしますが、御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 根本大臣、よろしくお願いいたします。

根本厚生労働大臣 それでは、私からは、保育の質の問題について御説明いたします。

資料1の3ページ目の であります。認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として、幼児教育の無償化の対象としたものであります。原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満

たさない認可外保育施設が基準を満たすために5年間の猶予期間を設けることとしています。

認可外保育施設の質の確保・向上につきましては、まず、児童の福祉の確保を目的として、現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の充実を図ります。具体的には、指導監督基準を満たさない施設が基準を満たすように支援し、さらに認可施設への移行を支援するほか、御懸念の強いベビーシッターの指導監督基準の創設に向け、自治体の皆様の御意見をよく伺いながら検討を進めます。

幼児教育の無償化の給付の実施主体となる市町村につきましては、対象施設の把握、保護者への償還払い手続、給付に必要な範囲での施設への関与などにつきまして、事務負担には十分に配慮しつつ検討しまして、必要な法制上の措置を講じたいと思います。また、都道府県と市町村の間の情報共有強化のための方策も検討します。

質の確保の具体化に向け、内閣府や文部科学省とともに、市町村や都道府県の皆様と実務者レベルの検討の場を設置したいと考えており、ぜひ御支援、御協力を賜りたいと思います。

私からの説明は以上です。

内閣府子ども・子育て本部統括官 国側の説明を受けまして、まずは地方三団体の皆様から順次御発言をいただきたいと存じます。

最初に、全国市長会、立谷会長、よろしくお願ひいたします。

立谷全国市長会会長 私どもも今までの議論を踏まえて、ただいまの説明について若干御意見を申し上げたいと思います。1番、2番、3番で御説明いただきました。このことに沿ってお話をさせていただきたいと思います。

まず、初年度に要する経費について全額国費負担とするということでございますけれども、最初の半年分ですね。これは2つの見方があると思います。1つは、2%の税収増加分が入ってくるまで1年半ぐらいかかるわけです。そういう問題がありますから、最初からというのはまず無理だろう。とても乱暴な話だというのが私どもの考え方。もう一つ、半年というものの考え方に非常に抵抗感があります。半年や1年と最初のうちだけ何とかしてあげますというものの考え方と、我々市町村が今、血眼になって取り組んでいる地方創生の考え方が、私はどうしても交わらないと思います。地方創生というのは、20年後、30年後の自分たちの自治体がきちんと存続できるか。地域として残ってやっていけるかということが大きなテーマです。そのためにいろいろと汗をかこうとしているわけです。そこで、1年、2年の議論をしてもしょうがない。最初のうちは何とかするからという議論は、私はなじまないのではないかと思います。ですから、半年というものの考え方には、市長会としては非常に抵抗が多いということをおひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、2番目の事務費・システム改修費について、事務費・システム改修費となっていますけれども、これは2つを分けて考えなければいけないと思います。最初のシステム改修費はイニシャルコストとして当然、国の政策ですから見ていただかなければいけな

いのですが、その後続く事務費も、初年度、次年度、3年度ではなく、恒久的に見ていただきたいというのが市長会の意見です。システム改修費というのは1回やってしまえば終わりですが、事務費は継続的にかかってくるので、問題を分けて考え、最初だけではなく、継続的に見ていただかなければいけないだろう。

最後の3番目ですが、これは質の問題です。我々として懸念をしているのは、先ほど根本大臣からございましたけれども、指導監督基準を満たさない保育所、あるいはベビーシッターについてもそういうことになると思いますが、償還払いということになりますと、どうやって検証するのか、非常に大変な作業が要ります。実態によっては、劣悪な子供の預かり所ですとか、ベビーシッターも、なりわいとして成り立ってしまう可能性があるのではないかと。そのように考えたときに、市長会全体の意見ですが、子供たちが危険に陥る可能性があるのではないかと。

また、償還払いという考え方に対して、これは、お母さんたちが請求した場合になりますが、それがどのくらい適切な請求であるのかということについて、どうやって検証したらいいのかという懸念があるわけです。そんなことはなればと願うのですが、例えば劣悪なベビーシッターのグループがいて、お母さんと手を組んで過剰な請求をされても、それを見抜くということがなかなか難しいのではないかと。極端な例になるかもしれませんが、そのようなことを考えた際に、指導監督基準の創設を検討するとありますが、私は、指導監督基準が完成した上でないと、今から検討するではしようがないのではないかと。その点は市長会として相当な異論があるということでございます。

もう一つ、重要な観点になるかと思うのですが、今から10年ちょっと前、地方分権改革推進のスキームがどんどんできてきまして、我々としては、地方政府として自治体経営、地域経営に責任を持っていこうという風潮になってきたのです。地方分権改革の一番の成果はそこだったのではないかと。そういう中で、我々は震災を経験する、あるいは厳しい財政状況を経験する。思い出していただきたいのですけれども、国と地方は対等、協力の関係にあるということです。ですが、今回の教育の無償化、特に幼児教育の無償化に関しては、今までの政策形成過程において我々は御相談いただけなかった、協議をいただけなかったものと思っています。

ですから、そのような観点で、これは国のほうで財源的にも責任を持ってほしい、制度的にもしっかりと責任を持って話を詰めた上で実行していただきたい。そのような意見が市長会の構成メンバーである各市長の間にも相当あるということをおひとつ御理解いただきたい。そのようなことで、市長会の会議も意見が続出しておりますから、そのことをひとつ御理解いただいて、今後とも協議を進めていただきたいということを要望させていただきたいと思っております。

内閣府子ども・子育て本部統括官 全国町村会、荒木会長、よろしく申し上げます。

荒木全国町村会会長 荒木でございます。

まず申し上げたいのは、これまでもたびたび負担のあり方について、早急に示して、地

方と十分協議してほしいと申し上げてきたにもかかわらず、私ども全国町村会として、正式に説明を受けたのは、11月15日でした。そして、出てきた案を見ると、到底容認できるものではありませんでした。昨年来の国の目玉政策でありますので、地方に案を出すべきだったのではないのでしょうか。予算編成まで時間がない中であって、極めて問題だということをもまず申し上げたいと思います。

また、今回の国の提案については、現行の運営費等の負担割合をただ単に利用者負担まで延長したものであり、国主導の国策として進められる幼児教育無償化政策の考え方としてはあり得ないということをお願いしたい。11月15日の説明では、そこをもっともらしく、「これまでの段階的無償化を加速することを踏まえ」と、無理やりにこれまでの政策と結びつけているように感じました。現行制度の生活保護等の対象者である低所得者、多子世帯、ひとり親世帯などを社会で支えるための政策と、高額所得者も含めて、どのような所得があっても、全ての国民を対象として行う政策では、根本的に違うのではないかと考えます。

私たちは、今回の政策は、国として提唱されたものであり、国が責任を持って市町村に新たな財政負担が生じないように、財源を確保していただけるものと考えておりました。加えて、町村特有の話をさせていただくならば、保育サービスは、条件不利地域等の財政基盤の脆弱な町村においては、民間経営環境に恵まれず、選択の余地なく、公立で事業を運営してきた背景があります。このことも十分に踏まえて、公立、民間の違いにより不公平にならないよう、しっかりと国で財源手当をすべきであります。

内閣府子ども・子育て本部統括官 尾崎全国知事会副会長、よろしく願いいたします。

尾崎全国知事会副会長 私は、全国知事会の副会長で社会保障常任委員長の尾崎と申します。よろしく願いいたします。

今回、幼児教育の無償化がなされるということ自体については、やはり少子化対策を抜本的に強化するという観点からも非常に必要な観点ではないかと考えさせていただいております。私は、長いこと少子化対策PT長をやらせていただいておりますけれども、その中で研究していく中において、例えば理想の子供の数が2人に対して予定が1人の方。理想が3人、しかし予定は2人であられるという方々がそうになってしまう理由の最大のものは、常に子育て、教育にお金がかかり過ぎるからということでありました。そういう観点からいけば、今回の幼児教育の無償化の取り組みというのは、少子化対策の取り組みを抜本的に強化していく施策だと思っています。ある意味、異次元の政策展開をされるということで、政策的な意義は大きいものと私どもも申させていただいております。

ただ、逆に言いますと、今回の幼児教育・保育の無償化は、これまで段階的に実施してきた無償化ということとはやはりステージが異なるということにも捉えられることではないかと考えております。国が統一的に対応していくこと、異次元の政策を打ち出されたわけありますから、国において従前以上の対応をぜひお願いしたいと思うところです。

例えば初年度の経費と事務費は全額国費で負担をするという御説明がありました。その

ことについては一定の評価をさせていただきたいと思うわけでありませけれども、しかしながら、先ほど申し上げた異次元の政策対応を国の決断でされることになった中において、国が全額負担すべきだという全国市長会の皆様、全国町村会の皆様の主張についても理解ができるところであります。従前の考え方を越えた負担のあり方というものもあり得るということではないかと思えます。全国知事会として、財源負担については新たな地方負担が生じることのないよう国の責任において必要な地方財源を確保していただきたい。このことが大前提だと考えているところでございます。

また、認可外保育施設の質の確保、向上についての説明がありましたけれども、都道府県として、市町村と連携しながら役割を果たしてまいりたいと考えております。国におかれては、地方の声をよく聞いていただいて、早期に制度を示していただきたいと考えるところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に入ります。

明石市長、お願いいたします。

泉全国市長会社会文教委員会委員長 お手元に市長会の資料を3枚御用意しております。2枚目と3枚目について、担当委員長でございますので、少し御説明を補足させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず、全国市長会のペーパーの2枚目でございます。これはさきの11月14日の社会文教委員会、翌日の15日の合同会議で緊急アピールとして提案されたものでございます。大きく4点ポイントがございます。まず、1点目のポイントにつきましては、全額国費でございます。また、全額国費の対象につきましては、本体部分に加え、システム改修費と事務費も当然ということが前提になっておることを申し述べたいと思えます。

続いて、2点目につきましては、今回の無償化に伴っての待機児童対策等でございまして、いわゆる施設整備費や保育士の確保につきましてもお金がかかってまいりますので、この点につきましても、地方財源としての安定的確保について格段の御配慮を願いたいということでございます。

次に、3点目でございます。子供の安全につきましては、次のペーパーで御説明しますので、後ほど。

4点目でございます。国からは10月実施というお話を聞いておりますが、実施主体は市町村でございます。多くの市長からは、もう間に合わないという声が続出しておるところでございます。さきの11月14日の会議でも、発言した15人全員の市長が極めて厳しい御意見でございます。その後も私のところに数多くの市長から声が寄せられておりますが、もう間に合わないという声全部でございますので、10月実施とおっしゃるのであれば、相当な対応を御検討いただかないことには難しきであろうということが4点目でございます。

1枚めくっていただきまして、質の担保でございます。これも御案内かと思えますが、



これまで国からは認可、つまり、質の担保に向けて大変に御指導を賜ってまいりまして、自治体としても精いっぱい子供たちのために質の担保に取り組んできた経緯がございます。わかりやすく言いますと、認可保育所は全て保育士でございます。もっとも、待機児童の関係がございますので、一部の自治体では、認証保育という形で、半分だけ保育士というところもございます。しかし、今回は、国の指導監督基準である保育士が1 / 3以上でなくても、わかりやすく言うと、保育士が一人もいなくても、窓もなくても、5年間は無償化の対象になるということございまして、多くの市長から、現場から悲鳴が上がっている、公務員としてこのような劣悪な施設に対して公費を投入することは耐えがたいという声が続出していることをお伝えしたいと思います。

加えまして、ベビーシッターにつきましては、どなたもベビーシッターの現状把握をしてない状況でございます。10月からベビーシッターを対象にすることは事実上、不可能であろうという声が市長の声でございますので、この点についても補足説明させていただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 永原副委員長、お願いします。

永原行政委員会副委員長 町村側からの意見を少しお話ししたいと思います。そもそも幼児教育の無償化は、国の責任でやるものと我々は認識していました。しかし、15日の説明、そして今日、6カ月間は全額国費、その後は地方負担を求めるという提案がございましたが、それまでの実務者会議の議論では全く示されていませんでした。この段階で急に出たということで、思いもよらず心外でありまして、町村会の行政委員会において、委員から大反対である、怒り心頭であるということで、説明に来られた国の方にも意見を申し上げました。

また、こうすることで、我々町村会、市長会が反対意見を述べるのがマスコミ等に報じられますと、住民は、町村会、市長会が反対しているのではないかという誤解を受けるわけでありまして。我々としては、財政面を国費で賄ってほしいと言っているのであって、政策には賛成しております。その認識をしっかりとっていただきたい。

我々町村は、脆弱な予算の中で、国より先行して少子化対策、子育て支援策、医療費の無償化、学力向上等の様々な政策を打ち出しています。予算のない中、身を削りながら、町村は生き残りをかけながら子育て対策をしているのが現状であります。そういう中で、数多くの町村がゼロ歳児からも無償化をやるかとか、子供はまちの宝であり、ひいては国の宝である。しっかり子供たちを育てていこうという機運の中で、こういうものを提案されますと、また負担が増え、財政的にも非常に厳しくなるわけでありまして。

田舎で子供を育て、18歳まで教育費をしっかりと注ぎ込んで、子供たちは大学、あるいは就職により、都会に行って税金を払い、田舎ではその効果がないという状況の中で、全く同じような形で地方に負担を求められる。

国として財政が苦しい中で、市町村が基金をもっているのではないかなど、いろいろな

ことが言われますけれども、それは将来への備えや災害に対処するために少しずつ身を削りながら積立てたものであります。公約として掲げ、国策としてやったものである以上、国費で賄うべきであることを大前提としてやっていただきたい。ぜひ、大臣には、町村の生の切実な意見を聴いてもらい、この政策をできるだけ国費でお願いしたい。これが我々の第一要望でありますので、しっかり受けとめていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 宮腰大臣、よろしく願いいたします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 市長会、町村会からいろいろな御意見を承りました。ありがとうございます。

今回の幼児教育の無償化につきましては、一体改革当時の使途として整理をされたものではありませんが、消費税の使い道を変えて行うものとして、昨年の衆議院選挙の公約として掲げ、民意を得たものであるということであります。社会保障と税の一体改革における社会保障の充実、安定については、これまでも国と地方の適切な役割分担を行いながら取り組んできたところでありまして、今回も同様に国と地方で適切な役割分担を行っていくことが基本であると考えております。国と地方へ配分される消費税の増収分を活用して、必要な地方財源をしっかりと確保したいと考えております。

そして、その必要となる地方財源につきましては、地方に配分される消費税増収分を活用することとしており、まず、増収分にかかる地方消費税交付金が見込まれます。また、地方負担額につきましては、総務省において地方交付税措置によって適切に調整されることになると考えます。さらに、既に独自に無償化や負担軽減に尽力されている多くの市町村、これは全国的にたくさんあるわけではありますが、その市町村におきましては、今回、国がともに無償化を進めることになり、他の施策に活用できる財源が生じることもあると認識をいたしております。財源の問題については、我々としては現状そのように考えております。

尾崎全国知事会副会長 今、宮腰大臣からお話をいただきましたが、1点確認をさせていただきたい点があります。まずは、現場に一番近い市町村の皆様方がこれだけ強い主張をされていることについてやはり尊重することが第一で、我々知事会としてもそういう思いでございます。これを大前提としてお話をさせていただきたいのですが、今、宮腰大臣にお話しいただいたことについて1点、ややテクニカルになりますが、重要な点として確認させていただきたいのですけれども、我々として、地方に償還負担分が生じないように財源の確保をぜひお願いしたいということを知事会として言っているわけではありますが、この点、少なくとも、地方消費税の増収分が平年度化した後は、地方財政計画の歳出に、無償化に要する経費も別枠で上乘せして計上していただけると。そして、交付税の算定においても、適切に基準財政需要額を増加させることで、地方団体の財源を確実に確保していただけるという理解でよろしゅうございますでしょうか。そのところが、不分明ではないか、ブラックボックス化しているのではないかとということをご心配する向きがござ

います。

石田総務大臣 それは、片方で収入はあるわけですから、それに対する支出を計上して、地財計画として対応するということは、我々も十分考えております。

尾崎全国知事会副会長 地財計画の歳出に計上せずに、留保財源でもって、今度、消費税については留保財源がないはずですけども、一部に留保財源25%相当部分でもって計上されていないその部分について自主的に賄ってくれと言われてしていると理解されている向きもあるやに、私はいろいろな方とお話をしているとそういう御意見も聞くのでありますが、そうではなくて、基準財政収入額にも基準財政の歳出のほうにも両方にしっかりと計上いただくということでございますか。

石田総務大臣 私はそれは聞いておりませんが、そういうものはないでしょう。だから、先ほど言っておられるように。もう一度きちんと申し上げます。

今般の幼児教育の無償化の実施に当たり必要となる財源を確保するために、地方負担額の全額を地方財政計画に計上したいと考えている。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、幼児教育無償化の地方負担分の全額を基準財政需要額に算入することにより、必要な財源をしっかりと確保したいと考えている。総務省として、実務を担う地方団体の財政運営に支障が生じないように、適切に対応してまいりたいということで、今、知事が言われたとおりなのです。

尾崎全国知事会副会長 恐らく地方交付税ではだめという意見が出るとお思いますけれども、少なくとも、まず、スーパーミニマムレベルとして、確認させていただきたいと思ひましてお話をいたしました。

内閣府子ども・子育て本部統括官 荒木会長。

荒木全国町村会会長 町村会といたしましても、地方交付税措置は総額が限られている中できちんと手当されるのか強い懸念を持っておりますので、国費による目に見える形での財源措置を求めたいと思ひます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 立谷会長、よろしくお願ひします。

立谷全国市長会会長 いろいろ考えていただいていることはわかるのですが、市長会、町村会の現場をあずかる意見との間でちょっと乖離がある。地方交付税の議論になりますと、不交付団体もありますから、その辺のところでも異論も出てくる。これはすぐに結論が出ることではないと思ひますので、重々御検討いただきたいということを要望します。

もう一つ、根本大臣にお聞きしたいのですが、重要な点です。幼児教育の質の問題。償還払いで、言葉は悪いですが、基準を満たさないような、ひょっとしたら劣悪な子供の預かり所、ベビーシッターですとか、そのような方々も無償化の対象になるということになると、相当なリスクがあるのではないかと。人道的な問題から、先ほど申し上げたのですが、この点についての先生の見解をお願ひしたい。

根本厚生労働大臣 立谷市長から今、御懸念が表明されました。先ほどベビーシッターの話をしていただきましたが、これについては早急に基準の創設、これは検討を進めていきたいと思ひます。

います。当然、実務者の皆さんとも一緒に検討して、自治体の御意見も丁寧に伺いながら進めてまいりたいと思います。

この問題は、認可施設、そして認可外施設の指導監督基準をクリアした、そこが望ましいと私も思っていますけれども、ただ、幼児教育の無償化という観点から、やむを得ず認可外施設に預けざるを得ない方々にどこまで手を差し伸べるか。ここの施策が多少トレードオフ関係になるものだから、それを我々もできるだけ質の確保・向上を図り、認可施設にできるだけ誘導する、あるいは猶予期間は5年にいたしました。その中で質の向上に努力していきたい。いずれにしても、償還払いの話も実務的な問題、課題がありますから、ここは市町村あるいは都道府県も含めて、実際に実務を担当される皆さんとよく意見を交換しながらどういう対応があり得るかを考えていきたいと思います。

内閣府子ども・子育て本部統括官 次の議題、高等教育の無償化に移らせていただきます。

まず、柴山文部科学大臣から御説明いたします。

柴山文部科学大臣 それでは、お手元の資料2「高等教育の無償化」をご覧くださいければと思います。

高等教育の無償化の具体的な内容ですが、対象者は低所得世帯の学生。そして対象校は大学、短大、高等専門学校、専門学校でありまして、実施時期は、先ほどとずれまして、2020年4月を予定させていただいております。この高等教育の無償化ですが、こちらのほうに書いてあるように、細かく分けて説明をさせていただきたいと思います。

給付型奨学金の支給ですけれども、の部分につきましては、国が全額を負担して、独立行政法人日本学生支援機構が学生に直接支給いたします。

続きまして、授業料・入学金の減免についてですけれども、この表にあるとおり、設置者の区分や学校の種類ごとに費用負担の考え方を整理させていただきました。まず、第1に、国公立大学等につきましては、設置者が全額を負担し、各学校に交付することが適切ではないかと考えております。このため、当然国立については、国が設置者ですので、全額負担。公立大学等については、設置者である都道府県または市町村において全額の負担をお願いしたいと考えております。第2に、私立の大学、短大、高等専門学校、上の緑の部分についてですけれども、これらの学校の所轄庁は国ですので、国の方で全額を負担させていただきたいと思います。第3に、私立専門学校につきましては、下のほうをご覧くださいなのですが、所轄庁である都道府県において各学校への交付はお願いいたします。その際、都道府県からの御要請を踏まえまして、今回の無償化は国が推進することから、国としても応分の費用を負担する観点から、国と都道府県で折半といたしまして、1/3ではなく折半といたしまして、都道府県に1/2を負担していただくようお願いいたします。

以上申し上げた費用負担のほか、先日の知事会の緊急提言におきまして、全国統一の手続指針の策定あるいは無償化事務の実施に必要な財源措置についても御要望を頂戴いたし

ました。この全国統一の手続指針につきましては、文部科学省としても無償化を円滑に実施するために必要であると考えておりました、現在、指針の策定作業を進めております。また、無償化の実施にかかる事務費につきましては、知事会の提言も踏まえつつ、現在、検討をさせていただいております。後日改めてお示ししたいと考えております。

説明は以上ですが、高等教育の無償化につきましても、非常に重要な施策でございますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私からの説明とさせていただきます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

ここから意見交換に移ります。

尾崎知事、どうぞ。

尾崎全国知事会副会長 お手元に資料3 - 2として、先ほど大臣に御言及いただきました緊急提言をお配りさせていただいております。こちらについて、まず第一に、この財源の負担のあり方についてということでございます。先ほど大臣から私立専門学校について1 / 3ではなく、1 / 2というお話をいただいたところでございます。随分御配慮いただいているのかなとは思いますが、まだまだ我々として財源面での不安を完全に払拭できる状況にはございません。この1ポツに書かせていただいておりますように、新たな地方負担が生じることのないように、既存の財政措置と明確に区別して、別途国の責任において必要な地方財源を確実に措置いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2ポツでございますけれども、(1)、(2)と書かせていただいておりますが、ぜひ明確な指針の策定をお願いいたします。先ほど大臣からそういうお話をいただきましたことは大変心強いことではございますが、ぜひ早急によりしくお願いいたします。また、(2)事務費の点などにつきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。この緊急提言のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

石田総務大臣 幼児教育のほうに戻って申しわけないのですが、皆さんから真摯ないろいろな御意見をいただき、ありがとうございます。

宮腰大臣のペーパーの1ページをもう一度ご覧いただきたいのですが、十分わかりいただいている話だと思いますが、今回、政府のほうで考えておりますのは、グリーンの部分です。5%から8%のときのグリーンの部分。そして、8%から10%に上がる、今ここに人づくり革命1.7兆円となっておりますけれども、これは本来、グリーンであったわけですね。つまり、後代への負担のつけ回し軽減ということであったわけでありまして、国も国債の償還、そして地方においては臨財債の償還。そういうことであったわけでありまして、これをぜひ使わせていただいて、今、緊急の課題である幼児の無償化について対応したいというのが自民党が選挙で戦ったときの公約であったわけでありまして。

誤解のないように申し上げたいのは、人づくり革命1.7兆円の、地方分と国の分の上の点線の中でありませけれども、それが地方の財源になるというわけではなしに、地方の臨財債の借金返済に回る金額であったということだけは十分御理解をいただきたい。ですから、後代への負担のつけ回しを少し猶予いただいて、その分が無償化の問題について対応したいということであったということで、宮腰大臣が申されたように、昨年の衆議院選挙では、そういう考えの中で、国民的理解をいただいてということで作業を進めさせていただいているということはぜひ御理解いただきたいと思います。ベースの部分というのはそういうことです。ただ、いろいろやっていく上で、例えば初年度に消費税が入ってこないではないか。当然それは御迷惑はかけられませんからということで、先ほどのようなアイデアがあった。あるいは市長会の会長からお話がありました初年度は、半年分とか、そのような話ではないよといういろいろお話がありましたけれども、そういう問題についてはきちんと対応させていただくということで案を出させていただいたという議論なのです。ですから、ベースの部分についての議論だけは御理解いただかないと、私は話としては進まない。

もう一遍聞いていただきたいのですが、先ごろ、この補正予算でも動き出しますけれども、安倍総理は、緊急防災対策を3年間でやると言っています。これは当然、地方にも御負担をいただくわけで、全額国費でやるわけではありませんよ。その上でもやるということをやられて、それについて、恐らく地方の皆さんと事前に協議をしたわけではないと思います。やはり政策というのは、そういうことがあって、特に衆議院選挙で公約に掲げて、内容を御説明して、そして御理解をいただいたということだけは、ベースの議論としてきちんと御理解いただきたいと思います。

泉社会文教委員会委員長 私は社会文教委員会の委員長ですが、全国市長会の他の委員会、行政委員会や財政委員会でも大変な怒りの声が出ています。地方自治権や自主財政権の侵害という議論も出ております。後代への借金であったとしても、それをどうするかは地方の判断でございまして、総務大臣も首長経験がございまして、当然御理解いただけるものと思います。

以上です。

内閣府子ども・子育て本部統括官 時間となりましたので、本日の議論はこれまでとさせていただきます。

改めまして、石田総務大臣、御発言をお願いいたします。

石田総務大臣 今、発言したところですがけれども、落ちついた発言をさせていただきたいと思います。今日は忌憚のないいろいろな御意見をいただけたと思っております。幼児教育、高等教育を含め、財源負担のあり方、制度設計にかかわる重要な問題でもございまして、十分に国と実務を担う地方が協議することが必要であると思っております。総務省としても、今般の教育無償化について、国と地方が協議して、適切な結論を得られるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

内閣府子ども・子育て本部統括官 最後に宮腰大臣から一言御発言をお願いいたします。

宮腰内閣府特命担当大臣（少子化対策） 本日、率直に意見交換ができましたことについて、改めて皆様にお礼を申し上げたいと思います。教育の無償化は政権にとって極めて重要な課題でありまして、政府としての考えを申し上げ、地方の皆様からさまざまな御意見を賜りました。予算編成に向けまして、早急に合意を得る必要があります。議論、調整を加速化させたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

内閣府子ども・子育て本部統括官 ありがとうございました。

本日の協議内容については、この後、別室にて、私と文部科学省文部科学戦略官からマスコミへブリーフィングを行い、その後、地方三団体からもブリーフィングを行っていただきます。また、後日、本日の資料と議事要旨につきましては公表いたします。

これをもちまして、本日の「教育の無償化に関する国と地方の協議」を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。